

議案第 57 号

五ヶ瀬町税条例の一部改正について

五ヶ瀬町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 9月 4日提出  
五ヶ瀬町長 原田 俊平  
令和 年 月 日  
五ヶ瀬町議会議長 甲斐 政國

五ヶ瀬町税条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町税条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	特定非営利活動法人 ごかせ観光協会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所98番地1	」を
「	特定非営利活動法人 ごかせ観光協会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所98番地1	」に
	特定非営利活動法人 結ネットたんぽぽ	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地	

改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。